

第3期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画（令和4年度～令和8年度） 進捗状況まとめ

1. はじめに

第3期守谷市地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下、第3期計画という）については、地域福祉の更なる推進を図るとともに、人と人、人と社会がつながり支え合う社会（地域共生社会）の実現を目指すための施策の方向性を明確にするため、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間として策定しました。

2. 計画の施策体系

第3期計画は、「全ての市民が住み慣れた地域で安心して幸せに暮らせるまちづくり」を基本理念とし、3つの基本目標と9つの基本施策によって構成されています。

また、各基本施策において、各担当部署が取り組む事業を位置付けています。

全ての市民が住み慣れた地域で安心して幸せに暮らせるまちづくり

基本目標1 支え合い助け合う地域づくり

■ 基本施策1・・・地域活動のきっかけづくりの推進と人材育成

- ①人材の確保・育成
- ②福祉活動の環境づくりの推進
- ③協働による活動の促進

■ 基本施策2・・・支え合い活動の推進

- ①支え合い活動の推進・支援
- ②ネットワークの構築

基本目標2 生きがいを感じ健やかに暮らせる地域づくり

■ 基本施策1・・・健康寿命の延伸と介護予防の推進

- ①健康づくり活動や介護予防の支援
- ②健診・検診・相談の充実
- ③身体活動・運動の推進

■ 基本施策2・・・地域における生きがいづくりの推進

- ①高齢者・障がい者等の社会参加の促進
- ②地域における多世代の活動支援

■ 基本施策3・・・市民の活動支援

- ①活動団体への支援
- ②外出支援・コミュニケーション支援

基本目標3 安心して暮らせる地域づくり

■ 基本施策1・・・保健福祉サービスの充実

- ①高齢者支援の推進
- ②障がい者支援の推進
- ③子ども・子育て支援の推進
- ④生活困窮者への支援

■ 基本施策2・・・保健福祉サービスの利用支援

- ①相談体制の充実
- ②情報発信の充実

■ 基本施策3・・・安全・安心な生活環境づくりの推進

- ①防犯防災対策等の充実
- ②地域の安全・安心のための見守り・相談活動の推進

■ 基本施策4・・・権利擁護の推進

- ①権利擁護のための支援の充実

3. 計画の進行管理

守谷市地域福祉推進委員会において、計画を総合的に管理する指標（取組を測る指標）を活用し、計画の方向性や進捗状況を定期的に点検し、進行管理を行います。

取組を測る指標については、第2期地域福祉計画では「まちづくり市民アンケート（以下、アンケートという）」の数値を主に指標として使用していましたが、令和4年度以降、アンケートが毎年の実施ではなく、数年に1度の実施に変更となりました。（次回、令和6年度にアンケート実施予定）

今後については、アンケート結果及び各事業の取組評価をもとに計画の進行管理を行っていくとともに、重点事業の進捗についても報告させていただきます。

4. 各カテゴリーごとの取組評価（詳細は資料2参照）

基本施策の取組を測る指標及び資料2に示す各事業の取組評価について、カテゴリーごとに下記のとおりまとめました。なお、基本施策の取組を測る指標において、アンケート結果がないものについては、「－」と記載します。

【取組評価】

A：順調に取り組んでおり、成果も上がっている。

A※：例年順調に取り組みが推移していたが、コロナ禍により取り組みを縮小・中止したことにより、成果が低下している。

B：段階的に取り組んでおり、成果も上がっている。

B※：例年段階的に取り組みが推移していたが、コロナ禍により事業を縮小・中止したことにより、成果が低下している。

C：計画どおり取り組んでいるが、成果が上がっていない。

D：取り組みが一部停滞している。

E：取り組みに至っていない。

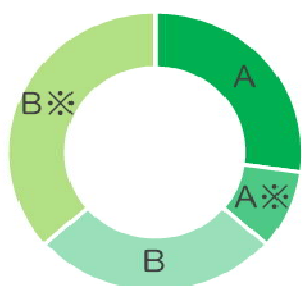
基本目標Ⅰ 支え合い助け合う地域づくり

基本施策Ⅰ 地域活動のきっかけづくりの推進と人材育成

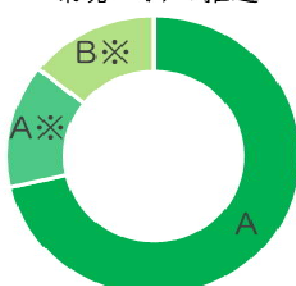
【基本施策Ⅰの取組を測る指標】

指標名	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)
市民活動に参加したいと思う市民の割合	%	45.2	43.8	－	50.0
ボランティアや自治会等の地域活動に参加している60歳以上の市民の割合	%	40.6	46.3	－	45.0

①人材の確保・育成



②福祉活動の
環境づくりの推進



③協働による
活動の促進



①人材の確保・育成については、市民大学などの各種機関で養成講座を開催しましたが、コロナ禍の影響により参加人数が制限された状況にありました。その中でも自身の興味ある分野で活動する意欲がある方はいらっしゃいました。

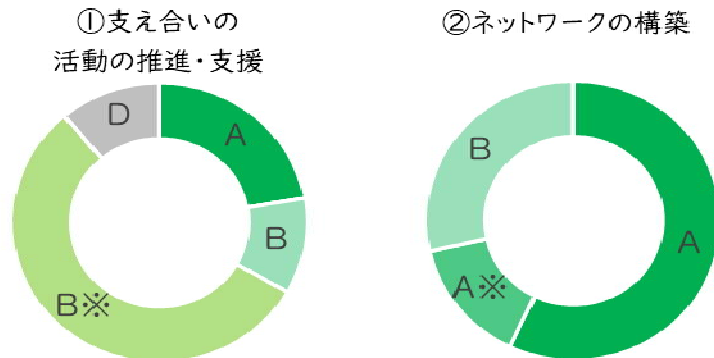
②福祉活動の環境づくりの推進については、各地区のまちづくり協議会へ市職員及び社会福祉協議会職員を配置するなど人的支援を行うとともに、交付金による財政支援及び活動拠点の提供を行い、コロナ禍でも可能な限り活動を継続できるよう支援を行いました。また、ボランティアの受け入れ先や活動自体に制限が生じる事態にありました。そのため、ボランティアの活動は感染対策を行ったうえでの小規模な活動となりました。

③協働による活動の促進については、まちづくり協議会全地区で広報誌を発行し、活動を周知、促進することができました。また、市民活動支援センターで地域活動における情報提供や情報共有などを行いました。

基本施策2 支え合い活動の推進

【基本施策2の取組を測る指標】

指標名	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)
地域福祉活動でお互いに支え合っていると思う市民の割合	%	52.0	53.3	-	60.0
日頃から地域(隣近所含む)のひとり暮らしの高齢者等の見守り活動に取り組んでいる市民の割合	%	35.3	33.6	-	40.0



①支え合いの活動の推進・支援では、地域性や地域資源を把握し、地域の関係者同士をつなぐ役割を担う生活支援コーディネーターの配置に関する取組みに一部停滞が生じています。生活支援コーディネーターの機能強化が課題となっています。また、福祉サービスが必要な方々への支援は、各部署が対応するとともに、重複した課題を持つ家庭への支援を連携して行っています。

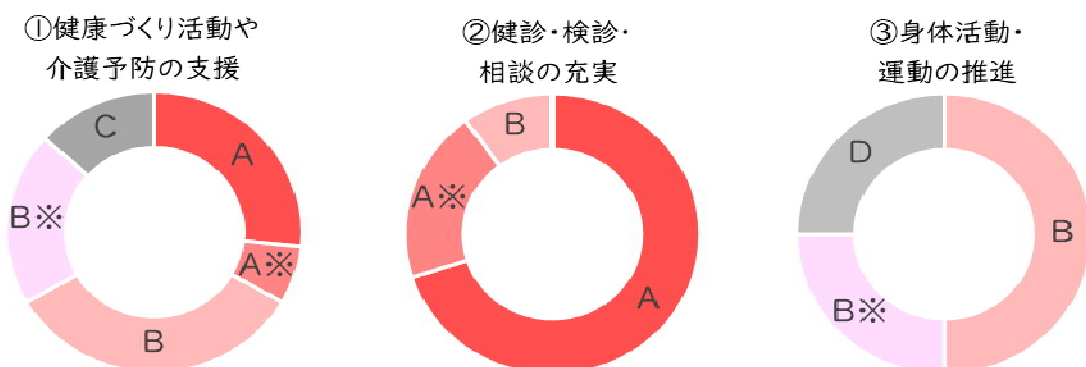
②ネットワークの構築では、児童や高齢者、医療、介護などの個別のネットワークは構築されています。地域においては、重複した課題を持つ家庭があるので、これらのネットワークを横断的につなぐ機能を検討する必要があります。

基本目標2 生きがいを感じ健やかに暮らせる地域づくり

基本施策1 健康寿命の延伸と介護予防の推進

【基本施策1の取組を測る指標】

指標名	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)
心身共に健康だと感じている市民の割合	%	75.2	73.7	-	80.0
1年に1回健診を受けている市民の割合	%	76.7	77.9	-	80.0
介護予防に取り組んでいる60歳以上の市民の割合	%	68.7	75.8	-	75.0



①健康づくり活動や介護予防の支援では、高齢者に基本チェックリストを送付してハイリスクの状態にあることを把握し個別の支援を行うとともに、ローリスクの方への運動教室などを開催しました。また、健康診査におけるハイリスク者への疾病の重症化予防や食事指導などの健康増進活動を行いました。

②健診・検診・相談の充実では、予約制による健康診査や乳幼児健診、がん検診などを行い、疾病の早期発見と疾病予防の指導対象者などを把握することができ、それらの方々に対し、面談や電話などの方法で保健指導を行いました。

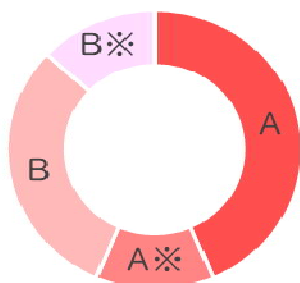
③身体活動・運動の推進では、スポーツイベントでスポーツに触れる機会を提供したり、身近な場所で行える体操の普及を行いました。

基本施策2 地域における生きがいづくりの推進

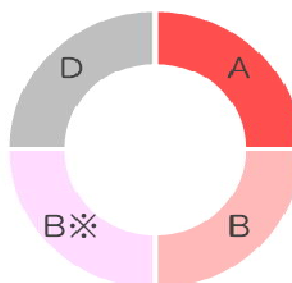
【基本施策2の取組を測る指標】

指標名	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)
社会参加、交流をしている60歳以上の市民の割合	%	46.3	46.3	-	55.0
サロン参加者数(実人数)	人	830	833	672	1,300
文化活動やスポーツのために外出している障がい者の割合	%	14.6	15.4	-	20.0

①高齢者・障がい者等の
社会参加の促進



②地域における
多世代の活動支援



①高齢者・障がい者等の社会参加の促進では、高齢者については、団体活動やスポーツ・文化活動を中心に、ボランティア活動や就労などの多様な機会を提供しました。障がい者についても、スポーツ・文化活動のほか、一般の方々の交流機会を提供するとともに、就労支援などを行いました。

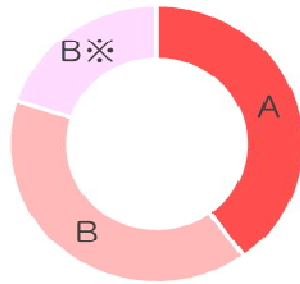
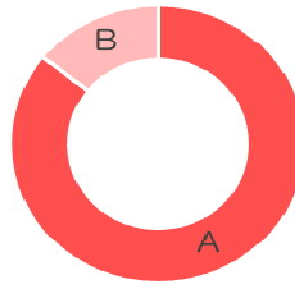
②地域における多世代の活動支援では、まちづくり協議会が中心となった地域イベントの開催のほか、様々な機会での交流支援を行いました。

基本施策3 市民の活動支援

【基本施策3の取組を測る指標】

指標名	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)
市民・市民活動団体と行政が、協働でまちづくりに取り組んでいると思う市民の割合	%	60.5	57.9	-	65.0
市民活動の情報提供窓口として、市民活動支援センター、ボランティア協会を知っている市民の割合	%	37.3	36	-	45.0

①活動団体への支援

②外出支援・
コミュニケーション支援

①活動団体への支援では、地域で活動する団体に運営費の支援や活動における物品の支援、情報の提供、活動内容への支援など、様々な方法で支援を行いました。

②外出支援・コミュニケーション支援では、交通機関の利用支援や特殊車両の貸し出しなどを行うとともに、外出やコミュニケーションをとること自体に支援が必要な方への個別支援を行いました。

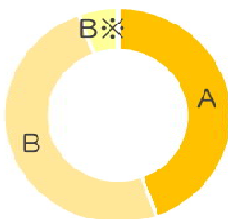
基本目標3 安心して暮らせる地域づくり

基本施策Ⅰ 保健福祉サービスの充実

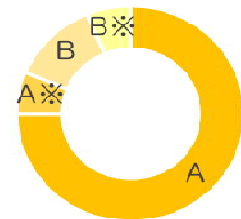
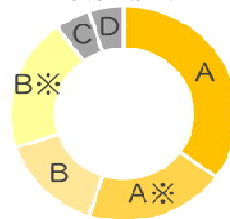
【基本施策Ⅰの取組を測る指標】

指標名	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)
自立高齢者の割合	%	87.6	87.6	87.4	88.0
障がい福祉サービスを利用している障がい者の割合 (サービスを利用する必要がない人は対象外)	%	62.4	-	-	65.0
安心して子育てできるまちだと思える子育て世帯の割合	%	88.6	89.3	-	90.0

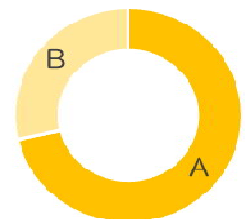
①高齢者支援の推進



②障がい者支援の推進

③子ども・子育て
支援の推進

④生活困窮者への支援



①高齢者支援の推進では、ひとり暮らし高齢者に対するサービス、認知症高齢者に対する支援、介護している家族への支援を行うとともに、複合的な課題がある家庭への支援に関する支援会議を開催することで、高齢者が住み慣れた地域で生活するための地域づくりを進めています。

②障がい者支援の推進では、情報弱者となる方々への情報提供方法の向上や、地域で生活するために必要となってくる生活サービスや住む場所の確保を進めるなど障がい者が住みやすい地域づくりを進めています。

③子ども・子育て支援の推進では、妊娠期から出産期、養育期、就学期などの状況に応じた支援を行うとともに、発達に支援が必要な場合のサービスの提供や保育所入所等入所の支援、子育てに関する相談などの対応をするなど、子ども自身やその親に対する支援を各部署が連携して実施しています。

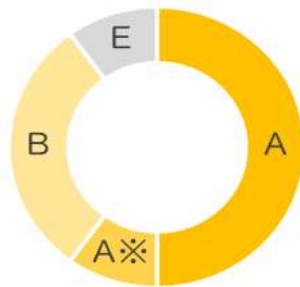
④生活困窮者への支援では、一般社団法人アイネットに委託し、生活困窮者に対して、生活相談、就労支援等を行うとともに、必要に応じて自立支援計画のプラン作成を行いました。

基本施策2 保健福祉サービスの利用支援

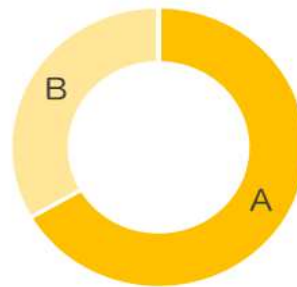
【基本施策2の取組を測る指標】

指標名	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)
高齢者の総合相談対応件数	件	2,400	2,910	3,175	2,550
障がい福祉サービスの利用の仕方が分からない障がい者の割合	%	12.5	-	-	10.0
子育てに悩みや不安を抱えている保護者の割合	%	50.0	44.9	-	40.0

①相談体制の充実



②情報発信の充実



①相談体制の充実では、各部署において個別の相談対応を行うとともに、相談対象の状況においては、横断的に取り組むことで相談内容の解決に向けての支援を行っています。今後もこの体制を継続するとともに、民生委員児童委員の協力のもと、相談窓口の周知を行うことや訪問での相談対応を行うことを検討していきます。

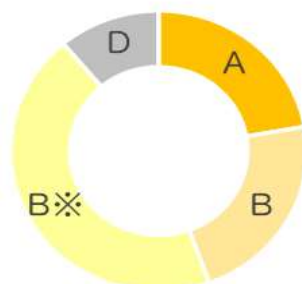
②情報発信の充実では、広報、ホームページ、メールやパンフレットなどにより各種福祉サービスに関する情報提供を行っています。今後は、SNSの活用などデジタル媒体の拡充を進めていきます。

基本施策3 安全・安心な生活環境づくりの推進

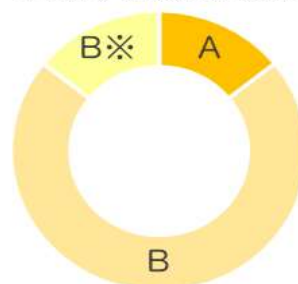
【基本施策3の取組を測る指標】

指標名	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)
災害面で安全に暮らせると思う市民の割合	%	81.9	85.6	-	85.0
災害時に、近所に助けが必要な人がいることを知っている市民の割合	%	20.4	19.6	-	25.0
自主防災組織の活動カバー率	%	75.7	77.5	79.4	83.0

①防犯防災対策等の充実



②地域の安全・安心のための見守り・相談活動の推進



①防犯防災対策等の充実では、防犯防災に関する地域の活動の支援を行うとともに、指定避難所の環境改善を行いました。避難行動要支援者の個別避難計画の作成は、モデル事業を実施し、避難計画作成の手順を精査するとともに、制度の認知度向上に努めました。

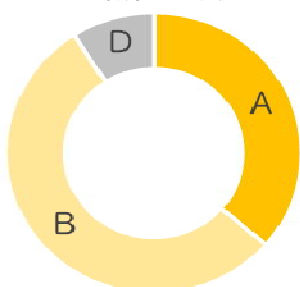
②地域の安全・安心のための見守り・相談活動の推進では、宅配事業者、新聞販売店、金融機関、タクシー会社等の「見守り活動等に関する協定」を締結しており、令和4年度も新規で4事業所と協定を締結し、見守り体制の拡充を図りました。また、虐待の早期発見・早期対応のため啓発活動を行います。

基本施策4 権利擁護の推進

【基本施策4の取組を測る指標】

指標名	単位	R2年度	R3年度	R4年度	R8年度 (目標値)
人権が尊重されているまちだと思う市民の割合	%	72.2	71.4	-	75.0
成年後見制度を知っている市民の割合	%	52.1	54.4	-	60.0
配偶者などから受ける身体的・精神的・経済的・性的暴力行為(DV)が人権侵害であると思う市民の割合	%	84.4	85.2	-	85.0

①権利擁護のための支援の充実



権利擁護のための支援の充実では、成年後見制度の中核機関(健幸長寿課・社会福祉課)として、相談や申立て支援を行うとともに、困難事例についても地域包括支援センターと連携して対応にあたりました。

そのほか、虐待やいじめなどの個別相談や支援を行うとともに、人権に関する教育を行っています。

総 評

各事業とも、おおむね順調に取り組んでいますが、いくつかの事業では取り組みが進んでいないものもあります。地域には多様な方が住んでいます。一つの福祉分野で対応できることは限界があり、事業の横断的な取り組みを進める必要があります。

また、地域には地域の特性があります。地域に応じた支援を行うことを検討することが求められると考えられます。そして、福祉で行うこと、地域で行うこと、協働で行うことなどを整理して取り組むことが必要です。この状況に対応するためには、地域をよく知るための交流と地域と一緒に地域福祉をマネジメントする機能が重要と考えます。

5. 令和4年度の重点事業の進捗状況及び今後の展望について

(1) まちづくり協議会推進事業

■ 概要

各地区において、まちづくり協議会が設立され、地域の活性化や課題解決に取り組んでいます。市は、まちづくり協議会に対し、人的支援、財政支援、活動拠点の支援を展開しています。

■ 令和4年度の進捗状況について

各地区のまちづくり協議会は、コロナ禍でもできることをできるだけ実施しようと創意工夫を凝らし活動してきました。例えば、室内ではなく室外での活動を多く行う、子ども食堂を配食形式にする、敬老会をイベント型ではなく記念品を届けるといった活動が挙げられます。

市としては、各地区のまちづくり協議会に市職員及び社会福祉協議会職員を配置するとともに交付金を交付することで、活動を支援しました。また、地域の理想実現ミーティングを開催し、各地区まちづくり協議会が情報を交換する場を創出しました。

活動例

①支え合い・助け合い活動、②子ども食堂、③ぶらぶら亭・くわがた亭(集いの場)、④ハロウィンイベント、⑤クリスマスフェスタ、⑥フリーマーケット、⑦互助輸送、⑧通学路の安全確保(草刈り・見守り)、⑨児童の自然体験、⑩防災訓練、⑪施設見学、⑫夏祭り、⑬健康フェスタ、⑭グラウンドゴルフ大会、⑮輪投げ大会、⑯お話し会、⑰コンサート、⑱ウォーキング会、⑲認知症サポーター養成講座、⑳河川敷整備、等々



ひがし野まちづくりの会(クリスマスフェスタ)



北守谷地区まちづくり協議会(くわがた亭)



みずき野地区まちづくり協議会(健康フェスタ)



守谷E地区まちづくり協議会(あいさつ運動)



地域の理想実現ミーティング

■ 今後の展望について

各地区まちづくり協議会の活動には頻度や内容に差が見られるため、活動が活発化するように、市のコーディネート及び支援が必要です。

特に、北守谷地区まちづくり協議会が実施している支え合い・助け合い活動、子ども食堂、みずき野地区まちづくり協議会が実施している互助輸送を他地区に広げていくことで、地域の課題解決につなげていきたいと考えています。

さらに、北守谷地区まちづくり協議会と大井沢地区まちづくり協議会を中心に、御所ヶ丘中学校区においてモデル地区として始まったコミュニティ・スクールの導入について、他地区にも拡大していく予定です。

令和5年度以降、各地区まちづくり協議会の活動が、さらに活発化し、地域の課題解決、活性化に直結するものとなることを期待しています。

(2) 避難行動要支援者の個別避難計画の作成事業

■ 概要

東日本大震災時、高齢者、障がい者等に対する避難支援等の対応が不十分であった教訓を得て、災害時、お一人での避難が困難な方（避難行動要支援者。以下、要支援者という）への支援の取組み「避難行動要支援者制度」が始まりました。この制度は、平常時から、要支援者を地域で把握し、ご近所力、地域の共助力により、災害の被害の軽減を目指すものです。

平成25年 避難行動要支援者名簿※の作成の義務化

※避難行動要支援者名簿とは・・・

- ・氏名、生年月日、年齢、性別、住所、電話番号、避難支援等を必要とする事由を記載
- ・名簿情報を地域関係者（自治会・町内会、民生委員等）に提供することについて、同意している要支援者の名簿情報・・・平常時から地域関係者に提供
- 同意していない要支援者の名簿情報・・・災害時のみ、法律に基づき、必要な範囲に提供

令和3年 優先度の高い要支援者の個別避難計画※の作成の努力義務化

※個別避難計画とは・・・

- ・要支援者の心身の状況や、緊急連絡先、支援者、避難先、避難経路等を計画としてまとめ、平常時の見守り活動や災害時の避難支援に活用するもの。
- ・計画作成後は、要支援者本人のほか、支援者、地域関係者に提供されます。

(参考) R5.6月現在の避難行動要支援者数

避難行動要支援者	要支援者数	名簿提供同意者数
介護保険の要介護3・4・5の方	387	224
身体障害者手帳1級・2級	576	392
精神障害者保健福祉手帳1級・2級	109	87
療育手帳④（最重度）・A（重度）	264	93
介護保険の要介護1・2で、認知症高齢者の日常生活自立度ランクがⅡ、Ⅱa、Ⅱb、Ⅲ、Ⅲa、Ⅲb、Ⅳ又はM	360	205
災害時の支援を必要とする理由を有する方で名簿掲載を希望する方	527	405
合計	2,223	1,406

■ 令和4年度の進捗状況について

令和4年度については、個別避難計画の作成方法や手順等の精査を行うため、市防災ハザードマップで地区の一部が浸水想定区域等に指定されている大野地区において、計画作成のモデル事業を実施しました。

モデル事業の実施に際しては、自治会・町内会、自主防災組織等の皆さまに対して説明会を開催するとともに、要支援者お一人おひとりの計画作成に先立ち、地域の避難ルール等についてワークショップ等を実施しました。



その後、計画作成対象の要支援者13名のうち計画の作成に同意をいただいた要支援者6名について計画の作成を行いました。



作成においては、要支援者の心身の状況等を把握したうえで、要支援者のほか、災害時に安否確認や避難支援等をしてくださる支援者、自主防災組織の皆さまと一緒に計画の作成を行いました。

■ 今後の展望について

大野地区での避難訓練の実施

令和4年度のモデル事業で作成した個別避難計画の実効性を検証するため、要支援者、支援者、地域の自主防災組織と連携し、避難訓練を実施します。その後、必要に応じて計画の見直し等を行う予定です。

みずき野6～8丁目での個別避難計画の作成

令和5年度はみずき野6～8丁目において、個別避難計画の作成を行います。当該地域は、市防災ハザードマップにおいて、浸水想定区域に指定されているとともに、要支援者数が市内でも最も多い地域です。

令和5年5月及び7月に自治会、自主防災隊、班長、民生委員等に対して説明会を開催し、8月から計画作成に同意いただいた方の計画作成を実施しています。

みずき野地区はモデル事業を実施した大野地区と比較して、地縁・血縁関係があまりない地域です。そうした地域で、どのように支援者を確保していくのかを模索しながら、計画の作成を進めていきたいと考えています。



R5.7.6現在

	6丁目	7丁目	8丁目	計
要支援者数	39	31	22	92
情報提供の同意者数	28	23	16	67
計画作成の同意者数	21	14	9	44

(3) 認知症地域支援・ケア向上事業

■ 概要

高齢化に伴い、認知症患者は全国的に増加傾向にあります。認知症になっても地域で安心して暮らせるためには、認知症についての理解と地域の協力が不可欠となります。そのため、市民の方を対象とした啓発活動を実施していく必要があることから、市では、その一環として「認知症地域支援・ケア向上事業」を行っております。

具体的な活動については、「認知症サポーター養成教室」の開催やまちづくり協議会や自治会・町内会単位での「認知症高齢者声掛け訓練」の実施、地域において認知症の方とその家族、地域住民、認知症サポーターや専門職が集う場としての「認知症カフェ（オレンジカフェ）」の開催などを行っており、認知症に関する知識の普及啓発に努めております。

■ 令和4年度の進捗状況について

認知症サポーター養成者数	181人
認知症高齢者声掛け訓練	2回
認知症カフェ（オレンジカフェ）	6回

〈参考〉認知症高齢者声掛け訓練の様子

模擬的に声をかける体験をととして、実際に対応する場合の工夫や注意点について参加者同士で学び合い、認知症の方やその介護者を地域で見守ることについて具体的に考えるきっかけづくりを提供しています。



大井沢地区（参加者：27名）



高野地区（参加者：15名）

■ 今後の展望について

令和7年には、65歳以上の高齢者の5人に1人は認知症になると言われています。認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活が続けられるように、住民参加型の取り組み（認知症高齢者声掛け訓練及び認知症カフェ（オレンジカフェ）等）を実施し、地域の理解と支援への協力が得られるよう当該事業を継続していく予定です。

また、国の動向としては、令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が国会で可決・成立し、認知症の方が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう認知症施策を推進することとなっており、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊厳しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（共生社会）の実現を目指すこととしております。

市としては、この法律の施行により認知症施策を大きく方向転換することではなく、法律の基本理念を踏まえ、現在の高齢者施策の更なる充実と認知症に関する知識の普及啓発活動をはじめとする事業の実施に努めていくこととしております。